

㊦ 政策目標5-1：内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等**1. 「政策の目標」に関する基本的考え方**

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘察し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

2. 内閣の基本的な方針との関連

規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

知的財産推進計画2010（平成22年5月21日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-1-1：適切な関税改正の実施

4. 平成22年度の事務運営の報告**㊦ 業績目標 5-1-1：適切な関税改正の実施****[平成22年度実施計画]**

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、平成22年度においても、この基本的な考え方に基いて関税改正の検討を行っていきます。

各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、平成21年度においては、学識経験者、消費者の代表者からなる関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会において取りまとめられた「平成22年度関税改正に関する論点整理」を踏まえて関税改正案を策定し、これを税制調査会に諮った上で、関税改正の主要事項を平成22年度税制改正大綱に盛り込んでいます。平成22年度においても、これらの取組を着実に実施します。

[事務運営の報告]

(1) 関税改正に係る事務については、まず、関係府省から提出される関税改正要望において、要望する措置の効果等に関して記載を求めることにより関係府省の政策評価結果の適切な活用に努めるとともに、要望のあった措置の適否を判断するため、関係府省からその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取しました。

(2) 関税改正に係る検討結果については、関税・外国為替等審議会に報告され、平成23年度における改正の方向性について審議が行われ、平成22年11月30日に「平成23年度関税改正に関する論点整理」がまとめられました。

(3) 本論点整理を踏まえて関税改正案を策定し、これを税制調査会に諮った上で、関税改正の主要事項を平成23年度税制改正大綱に盛り込みました。

(4) これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、平成23年1月28日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年3月31日に成立、同日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されています。

主な平成23年度関税改正の背景及び概要は以下の通りです。

イ 適切な関税率の設定

○ 内外の経済情勢の変化等への対応

- ・ 個別品目の関税率の設定等については、国内産業の保護の必要性や国内需要者のニーズ、消費者への影響等を勘案しつつ、社会・経済情勢の変化を踏まえる必要があります。

【改正概要】

① 特恵関税制度の改正

- 特恵関税制度の適用期限を10年延長するとともに、鉱工業産品に設定している年間の特恵適用の限度枠（シーリング）を廃止し、当該品目に関する特恵税率を見直しました。
- 途上国産品の競争力に応じた国別・品目別の特恵適用除外措置の適用基準を見直し、タイ、中国及びブラジルを原産とする466品目に対して同措置を適用しました。
- オマーン、トリニダード・トバコ及びバルバドスについて国別特恵除外措置を適用しました。
- モルディブが国際連合の決議により後発開発途上国でなくなり、特別特恵受益国の要件を満たさなくなったことから、特別特恵受益国の指定から除外しました。

② 個別品目の関税率の改正

- 硝酸バリウム等の関税率の撤廃等を行いました。

③ 暫定関税率等の適用期限の延長等

- 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の適用期限を3年延長しました。
- 暫定税率（415品目）、特別緊急関税制度（米、乳製品等、ウルグアイ・ラウンド合意で関税化された146品目が対象）、牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉についての発動基準の特例を含む）の適用期限を1年延長しました。

④ 関税率表の品目分類に関する調整

- 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の改正にあわせて、関税関係法律中の関税率表を改正しました。

□ 関税制度の改善

○ 貿易円滑化のための税関手続の改善

- ・ 輸出申告は、原則として、その申告に係る貨物を保税地域等に搬入した後に行うものとしてきました（いわゆる輸出通関における「保税搬入原則」）が、貨物を保税地域等に入れることなく輸出申告を行うことが可能となれば、リードタイム（貨物の出荷から船積みまでの時間）の短縮、コスト削減につながることを期待されることから、これまでも輸出通関における保税搬入原則の見直しを求める声が産業界から出されていました。このような状況の中で、内閣府の行政刷新会議の下に設置された規制・制度改革に関する分科会においてその見直しが提案され、「規制・制度改革に係る対処方針」に「平成22年度中に、輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるように検討し、結論を得る」旨が盛り込まれるとともに、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」では、これについて、「平成23年通常国会に法案を提出する」こととされました。これらを踏まえ、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物搬入前に輸出申告を行うことができるよう見直しを行いました。

また、認定事業者（AEO）制度については、必要な見直しを継続的に行い、セキュリティの維持や更なる利便性の向上をこれまでも図ってきていますが、輸出通関における保税搬入原則の見直しに伴い、認定通関業者が関与する特定委託輸出申告及び認定製造者が関与する特定製造貨物輸出申告に対する特例措置の改善を行いました。

【改正概要】

適正通関を確保する観点から、貨物の検査及び輸出の許可については、引き続き、貨物が保税地域等に入れられた後に行うことを維持しつつ、貨物を保税地域等に入れることなく輸出申告を行うことができることとしました。また、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告に係る貨物については、これらの貨物を保税地域等に入れることなく輸出の許可を受けることができることとしました。

○ 税関における水際取締りの充実・強化

- ・ 航空機旅客に対する水際取締りを一層効果的かつ効率的に実施するためには、旅客に関するより多くの情報をより早い段階で入手し、要注意人物の選定を行う必要があります。そのため、税関においては、一部の航空会社の協力を得て、航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報（PNR：Passenger Name Record）を入手し、要注意旅客の選定に活用していますが、近年、航空会社における個人情報取扱いがより慎重、厳格になってきており、PNRの入手に関して法的根拠のない現状では、その協力が得にくくなってきていました。

PNRは、航空機旅客に対する水際取締りに極めて有効な情報であり、税関がこれを確実に入手し、要注意旅客の選定に活用していくために、税関が航空会社に対してPNRの報告を求めることについて、法令に明確な規定をおくこととしました。

【改正概要】

航空機の運航者である航空会社に対し、航空機の入港の前に、PNRの報告を求めることができることとしました。

- 近年、デジタル化・ネットワーク化が進展する一方、本来は使用することができない海賊版ソフトの使用を助長するアクセスコントロール等回避機器の流通が問題となっています。アクセスコントロール等回避機器については、「知的財産推進計画2010」に「アクセスコントロール回避規制の強化」が盛り込まれ、財務省においては、不正競争防止法等による国内規制についての検討を踏まえ、水際規制の導入についての具体的な制度改革案を平成22年度中に得ることとされました。

知的財産侵害物品については、従来、関税法上の輸出入禁止品として水際規制の強化に取り組んできていることから、アクセスコントロール等回避機器について、不正競争防止法において対象行為の拡大、対象機器の拡大、刑事罰化といった国内規制が整備されることを踏まえ、他の知的財産侵害物品同様、水際規制を導入することとしました。

【改正概要】

アクセスコントロール等回避機器について、関税法上の輸出入禁止品に追加することとしました。

○ 納税環境の整備

- 内国税について、更正の請求期間等の延長、処分の理由附記の実施、税務調査手続の明確化等の措置を講じることとされたことを踏まえ、関税においても納税者の権利保護や課税の適正性の観点から、これらの点について、所要の見直しを行いました。

【改正概要】

更正請求に係る期間制限（現行1年→5年）、更正に係る期間制限（現行3年→5年）等の見直しを行うとともに、申請に対する処分及び不利益処分について理由附記を行うこととするほか、輸入者に対する実地の調査を行う場合に、原則として事前通知等を行うこととする等の措置を講ずることとしました。

業績目標 5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

[平成22年度実施計画]

特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。

なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしており、平成22年度においても、これらの取組を着実に実施します。

[事務運営の報告]

特殊関税制度は、不公正な貿易取引や輸入の急増等特別な事情がある場合に、供給国・

供給者等を指定して、通常の関税のほかに割増関税を賦課する制度の総称で、不当廉売された輸入貨物に対して課す「不当廉売関税（ダンピング防止税）」、WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するために課す「報復関税」、外国政府による補助金付きの輸入貨物に対して課す「相殺関税」、予期しなかった輸入の増加に対処するため、当該輸入増加品目に対して課す「緊急関税（セーフガード）」があります。

米国バード修正条項に対する報復関税については、平成22年9月1日に、税率を変更すると共に5度目の延長を行いました。

・ 米国バード修正条項に対する報復関税

バード修正条項（1930年関税法を修正する条項）は、ダンピング防止税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、ダンピング又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律です。本条項は、ダンピング防止税の賦課に加え、我が国産業の競合産業に対して税収を分配するものであることから、ダンピング防止税の賦課等の対象となっている輸出者にとって二重の打撃を与えるとともに、米国におけるダンピング防止税の賦課の提訴を助長する性質を持つものであるため、平成15年1月にWTO協定違反が確定しています。我が国は平成16年1月、WTOに対抗措置の申請を行い、同年11月、米国バード修正条項に対して対抗措置をとることについてWTOの承認を受けたことから、平成17年9月1日、同国から輸入される玉軸受（ボールベアリング）等15品目につき報復関税を発動しました。

その後、平成18年2月8日に米国において、同条項を廃止する規定を含む法律が成立しましたが、当該法律では、平成19年10月1日より前の通関で納められた税収については引き続き同条項に基づく分配を行うこととされ、その後も依然として米国においてWTO協定違反の状態を是正する措置がとられていないことから、平成18年から21年の間毎年、対抗措置をそれぞれ1年間延長しました。平成20年の延長の際には、分配額が前年度の約3分の1に減少していたことから、報復関税の対象品目を2品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込み、税率を15%から10.6%に変更しました。平成21年の延長の際には、分配額が前年度より減少したことから、税率を10.6%から9.6%に変更しました。

平成22年9月1日には、WTO協定違反とされた分配が引き続き継続していることから、対抗措置をさらに1年間延長しました。その際、直近の分配額が前年度から減少していたことから、税率を9.6%から4.1%に変更しました。

（注）本件については、EU及びカナダが平成17年5月から、メキシコが同年8月からそれぞれ対抗措置を発動し、このうちEUは平成22年においても対抗措置を延長しました。

【事務運営プロセスの改善に係る取組】

- （1）平成23年度関税改正に当たって、関係省庁の要望に係る検討をより効果的・効率的に行うため、要望を受け付ける際には、一覽的・統一的に関税措置の必要性等に係る客観的情報、政策分析等の提示を求めるとともに、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努め、その結果を適切に関税改正に反映するなど、効率的な事務運営に努

めました。

(2) 特殊関税制度の運用に当たって、関係省庁間で綿密な連携をとりながら、透明かつ公平・適正な運用に努めました。

(3) また、4.(2)の「平成23年度関税改正に関する論点整理」を踏まえ、不当廉売関税制度及び相殺関税制度における調査開始要件について、国際ルールよりも厳格な現行の取扱いを見直すこととし、制度のより円滑な運用を図ることとしました。

政策目標に係る予算額：平成22年度予算額：470百万円[21年度予算額：536百万円]

当該予算は、関税制度等の企画及び立案や、その基礎データとなる貿易統計等を作成するための貿易統計システムの開発・運用等に係る経費です。

平成22年度予算の主な減要因は、貿易統計システムプログラム変更に要する経費の減少によるものです。

5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 平成23年度関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、関係府省の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえて関税改正案を策定しました。これを税制調査会に諮った上で、平成23年度税制改正大綱を踏まえた関税改正法案を国会に提出しました。

また、これらの過程において、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集に努めました。

(2) 報復関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・厳正な運用を行いました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 平成22年の我が国の貿易動向

総合目標5 6.(6) (P111) 参照。

○参考指標 総5-8: 輸出入額及び貿易バランス(対GDP比を含む)の推移(P112に掲載)

(2) 輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

平成22年の実績は、輸出許可件数については3年ぶりの増加、輸入許可・承認件数については2年ぶりの増加となりました。

○参考指標 5-1-1：輸出入許可・承認件数の推移 (単位：万件)

	平成18年	19年	20年	21年	22年
輸出許可件数	1,474	1,507	1,458	1,276	1,445
輸入許可・承認件数	1,753	1,767	1,790	1,752	1,969

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸出許可件数には、積戻し(本邦に到着し、輸入許可を受けていない貨物を本邦から送り戻す)の件数を含む。

(注2) 輸入許可・承認件数には、蔵入承認(保税蔵置場に3か月を超えて外国貨物を置く場合の承認)、移入承認(保税工場に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認)、総保入承認(総合保税地域に3か月を超えて外国貨物を置こうとする場合等の承認)及び輸入許可前引取承認(輸入申告の後輸入許可前に貨物を引き取る場合の承認)を含む。

(3) 関税負担率の推移とその国際比較

総合目標 5 6. (7) (P112) 参照。

○参考指標 総5-9：関税負担率の推移とその国際比較 (P113に掲載)

(4) 国定税率と協定税率

関税率には国内法に規定されている税率(国定税率)とWTO協定に規定されている税率(協定税率)があります。国定税率は更に関税定率法に基づく基本税率と関税暫定措置法に基づく暫定税率に区分されます(特惠関税については後述(5)参照)。暫定税率は基本税率に優先して適用されます。国定税率と協定税率の適用関係については、国定税率と協定税率のうちいずれか低い方の税率が適用されます。こうした結果、実際に適用される税率を実行税率といいます。

WTO協定上、上記の税率は、WTO全加盟国・地域からの産品に対し等しく適用されます(最恵国待遇)が、その例外として、EPA(経済連携協定)を締結した相手国からの産品のみを対象とした税率の適用が認められています。EPAでは、通常、最恵国待遇による実行税率より低い税率が規定されており、上記の国定税率及び協定税率に優先して、その税率が適用されます。なお、発効済みEPAの相手国・地域は、シンガポール(平成14年11月発効、平成19年9月改正議定書発効)、メキシコ(平成17年4月発効)、マレーシア(平成18年7月発効)、チリ(平成19年9月発効)、タイ(平成19年11月発効)、インドネシア(平成20年7月発効)、ブルネイ(平成20年7月発効)、ASEAN(東南アジア諸国連合)全体(平成20年12月発効)、フィリピン(平成20年12月発効)、スイス(平成21年9月発効)及びベトナム(平成21年10月発効)です。

○参考指標 5-1-2：設定税目数及び実行税目数の推移 (単位：税目数)

			平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
設定 税目数	国定 税率	基本税率	7,161	7,023	7,023	7,022	7,022
		暫定税率	431	427	427	425	424
	協定税率		7,550	7,550	7,550	7,550	7,550
実行税目数			7,281	7,184	7,185	7,184	7,185

(出所) 関税局関税課調

(注) 設定税目数は、関税定率法、関税暫定措置法及びWTO協定に基づき、それぞれ設定された基本税率、暫定税率、協定税率の税目数。実行税目数は実行税率の税目数。

(5) 特恵関税制度

特恵関税制度は、開発途上国の経済発展を支援する観点から、開発途上国からの輸入品に対して通常より低い税率を適用する制度で、平成23年4月現在137か国14地域が特恵関税制度の対象となっています。後発開発途上国に対しては一般の特恵関税制度対象品目に加え、後発開発途上国のみを対象とする品目について、無税・無枠の便益を供与しています。

○参考指標 5-1-3：特恵関税を適用した輸入額 (単位：億円)

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
輸 入 額	22,659	23,912	20,775	15,519	17,630

(出所) 関税局関税課調

(注) 確定値による(平成22年度の1-3月分は確報値)。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-1-1 適切な関税改正の実施

引き続き推進

改善・見直し

廃止

業績目標 5-1-2 特殊関税制度の適正な運用

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係府省より提出された改正要望について、措置の必要性や実現される具体的な効果、更にはその所管する産業の情勢や個別要望の国民経済全体への影響を聴取し、関係府省とも協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、関税改正案を策定し、これを税制調査会に諮った上で税制改正大綱を踏まえた関税改正法案を策定する必要があると考えます。

また、今後とも、政策評価の関税改正への活用を図る観点から、官民の検討の場における議論等を踏まえるなど、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集・検討を行った上で、毎年度の関税改正作業を行っていくことが必要であると考えます。

② 特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害への対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用する必要があると考えます。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

最近における内外の経済情勢等を踏まえ、公平・簡素・透明という観点に留意しつつ、関税改正において適切な関税率の設定及び特殊関税、特惠関税等の関税制度の改善とその適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。
